

## 大船渡市水産加工原魚転換支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 当市の基幹産業である水産加工業の経営の安定化を支援するため、加工原魚の魚種転換を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水産加工業者 市内に本社又は工場を有し、水産物を原料とする食料品製造業を営む個人若しくは法人又は水産物を原料とする食料品製造業を営む個人若しくは法人などで構成される水産加工業協同組合若しくは事業協同組合をいう。

(2) 魚種転換 水産加工業者が、水揚量が減少し入手困難な魚種等（以下「転換前対象魚種」という。）から水揚量が豊富な魚種等に加工原魚を転換すること又は新たに加工原魚として魚種等を追加することをいう。

ただし、転換前対象魚種であっても、利用実績がない部位（廃棄部位など）を新たに利用する場合も含むものとする。

### (補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、水産加工業者であって、次の要件を満たすものとする。

(1) 水産物を原料とする商品を製造、流通又は加工した実績があること

(2) 市税の滞納がないこと

### (補助対象経費及び補助額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

### (補助事業内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金交付額の20パーセント以内の減額変更であって、事業計画の大幅な変更を伴わない変更とする。

### (補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市水産加工原魚転換支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が定める書類  
（申請の取下期日）

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の交付決定）

第8 市長は、第6の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は、補助金の交付の決定を行うものとする。

（変更の承認申請）

第9 第8の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は金額の変更（第5に規定する軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、大船渡市水産加工原魚転換支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10 補助事業者は、補助事業が終了したときは、大船渡市水産加工原魚転換支援事業費補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）を、補助事業の終了した日から起算して20日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第11 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度（4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。）から起算して5年間保管しておかななければならない。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

別表（第4関係）

補助対象経費	補助額	補助限度額
<p>水産加工業者が行う加工原魚の魚種転換に要する経費のうち次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 原材料費、外注加工費、検査分析費、専門家謝金、機械装置の購入又はリース費、旅費その他加工品の試作開発に要する経費（HACCP等の認定に要する経費を除く。）</p> <p>(2) 調査研究費、委託費、旅費その他市場調査又は市場評価の実施に要する経費</p> <p>(3) 講師謝金、印刷費、使用料その他魚種転換に係るセミナー等の開催に要する経費</p> <p>(4) その他事業に必要と認められる経費</p>	<p>当該補助対象経費の4分の3に相当する額以内の額</p>	<p>100万円。ただし、1補助事業者につき1年度あたり1回の補助とし、2年度を限度とする。</p>